

(平成21年2月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 9件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月、同年12月及び38年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月及び同年12月  
② 昭和38年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時、私の住所地と県外の両親の家を行ったり来たりしていたが、年金は両親の居住地の区役所で納付し続けていた。仕事の関係で納付の都合の悪い時は母に納付を依頼していた。申立期間の保険料が未納期間となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年度に国民年金保険料の納付を開始して以来、60歳となった平成13年10月までの申立期間を除くすべての期間、保険料を納付しており、昭和58年4月からは付加保険料も納付している上、申立人の母親も36年4月以降すべての期間について国民年金を納付しており、家族の国民年金保険料の納付意識が高かったとことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年10月に払い出されていることから、37年1月から38年3月までの保険料は過年度保険料として納付されたものと推認され、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された38年10月では申立期間①に係る保険料の過年度納付は可能であった。

さらに、上記のとおり、昭和37年1月から38年3月までの保険料の納付が記録されていること、及び国民年金手帳記号番号が払い出された38年10月から現年度納付を開始したと考えられることから、昭和38年度の申立期間②に係る保険料の納付記録が無いことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで  
役場から国民年金に強制加入しなければならないという連絡がきたので、夫と一緒に国民年金に加入し、昭和36年4月から夫の分と併せて、国民年金保険料を納付してきた。私の分だけ未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と共に制度発足当初より国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。また、夫も国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付するなど、当該夫婦の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、前納・一括納付・過年度納付を同様に行っていること、及び納付日が確認できる昭和59年度以降の納付状況をみると、納付日はおおむね一致しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

加えて、当時の申立人に関して、国民年金保険料の納付に支障を来すような周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間については、婦人会が国民年金保険料を集金に来ており夫婦の保険料を一緒に納付していた。申立期間について、私の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 11 月ごろ夫婦で国民年金に加入し、以後、申立期間 3 か月を除き、昭和 43 年から約 30 年間にわたり国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の妻は、申立期間について当初未納とされていたが、町役場が保有する被保険者カードに納付した記録があることで納付済みに訂正され、記録管理が不適切だったことが認められる上、国民年金加入期間において保険料をすべて納付している。

さらに、保険料を町内会集金で納付したとする申立人の妻は、すべての期間を通じて夫婦二人分の保険料を納付してきたとしており、申立期間までの納入記録において、夫婦同時に納付されたことは夫婦の国民年金手帳の検認記録から確認することができる。

加えて、申立人には申立期間当時保険料を納付することができない経済事情も無く、申立人の妻が申立期間と同期間の保険料を過年度納付していることから、同時期に申立人の申立期間の過年度保険料を納付しないことは夫婦同時に納付してきた事実からも不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から39年3月まで

私は、結婚を契機に夫の住所地で自営業を手伝うこととなり、住所地の町会婦人部が国民年金保険料を集金していたので、夫の分と一緒に支払っていた。夫の年金記録に未納が無いのに、私の記録が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の夫も国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム化した特殊台帳）によれば、申立人は、納付月を特定することはできないものの、昭和37年度については6か月分、38年度については3か月分の保険料を納付していることが記録されている。

さらに、町会関係者の供述、その他公私の資料によれば、申立期間当時、申立人の夫が班長を勤める町会班の15戸が1年交替で国民年金保険料を集金し、町会婦人部を通じて納付しており、同班において国民年金制度発足当初から夫婦同時加入している多くの夫婦の納付状況は良好であったことが認められる。このような状況の下で、申立期間のうち納付記録の無い一部の期間について、申立人が申立人の夫の保険料のみ納付し、申立人自身の保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

一方、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の記号番号は昭和37年7月に払い出されており、町会関係者が国民年金加入当初の保険料について町会は関与していなかったと供述していること

などから、同年9月ごろまでの保険料は、町会を通じて納付することはできなかったものと推認される。

このことについて申立人は、国民年金加入当初の数か月分の保険料は市役所で直接納付し国民年金手帳に検認印を押してもらったとしており、この点を含め、市役所に出向いた時の状況や納付方法に関する供述は詳細かつ具体的であり不自然さは無い。

ただし、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの期間の保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では過年度の保険料に該当し、過年度の保険料は、申立人が供述している方法では保険料を納付することはできないなど不自然な点が認められ、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年5月から55年9月まで  
② 昭和61年12月から62年9月まで  
③ 平成13年7月

父が私の国民年金の加入手続きをし、申立期間①については、父が私の保険料を含め家族の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、私が金融機関等で夫婦二人分の保険料を納付し、申立期間③については、口座振替を利用していたが、残高不足で引落しできなかった保険料を後で納付したはずである。家族の保険料は納付とされている期間もあるのに、私の保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①について、申立人は、「父が国民年金保険料を納付してくれていた。」と述べているが、申立人の父は高齢のため話を聞くことができないとしており、申立人自身は国民年金の加入及び保険料の納付に関与していない上、申立期間は113か月と長期間であるにもかかわらず、申立人はその間に納付書及び過年度納付書等を見た記憶が無いとしている。

さらに、申立期間②について、申立人は、金融機関等で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人及び申立人の妻の保険料は共に未納とされているほか、納付場所について、その都度異なっているので分からないとしており、具体的に保険料の納付をうかがわせる周辺事情は乏しい。

しかし、申立期間③については、申立人及び市役所から提出された確定申告書（控）の社会保険料控除欄に夫婦二人分の国民年金保険料が記載されており、申立人は、申立期間③の保険料を納付していたことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から62年9月まで  
② 平成13年7月

昭和61年10月に、夫が厚生年金保険から国民年金に変わった際に、夫が私の国民年金の第一号被保険者への種別変更を行った。申立期間①については、夫が金融機関等で夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、申立期間②については、口座振替を利用していたが、残高不足で引落しできなかった保険料を後で納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①について、申立人は、「夫が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関等で納付してくれていた。」と述べているが、申立人自身は保険料の納付に関与していない上、社会保険庁の記録によると、申立人及びその夫の申立期間①の保険料は共に未納とされているほか、申立人の夫は、納付場所について、その都度異なっているので分からないとしており、具体的に保険料の納付をうかがわせる周辺事情は乏しい。

しかし、申立期間②については、申立人の夫及び市役所から提出された夫の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に夫婦二人分の国民年金保険料が記載されており、保険料が納付されていたことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、父が国民年金の加入手続きを行い、家族（申立人の両親）の保険料と一緒に私の分も納付していたと聞いている。父は既に亡くなっており、当時の領収書等も無いが、申立期間について、保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間の5か月を除き、国民年金加入期間についてすべて納付されている。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父は、国民年金制度発足当初から申立期間を含む60歳に至るまで保険料をすべて納付済みであり、申立人の母も同様の納付状況であることから、申立人の父の保険料納付に対する意識が高かったことがうかがわれ、申立期間の5か月分の保険料のみが納付されなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 62 年 1 月まで

私は、会社を退職後の昭和 59 年 5 月に国民年金に加入し、同年 10 月に結婚するまで、近くの金融機関で保険料を納付した。また、結婚後は夫の国民年金保険料と一緒に近くの金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金に加入した昭和 59 年 5 月から国民年金保険料を納付し、結婚後の同年 10 月ごろに夫の過年度保険料及び現年度保険料を納付し、その後は申立人及びその夫の保険料を併せて納付していたとしているが、社会保険庁及び市役所の記録によれば、いずれも夫婦共に未納とされており、保険料の納付が行われていれば、同世帯の二人の被保険者の保険料が2年以上にわたり未納となることは不自然である。さらに、59 年 10 月ごろに申立人の夫の保険料を納付したとする点については、市役所職員が自宅を訪れたことが契機であるとしているが、市役所では、当時、保険料の納付勧奨のため被保険者宅を訪問することはなかったとしているほか、申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 62 年 1 月まで  
昭和 59 年 10 月ごろに市役所職員の訪問を受け、国民年金保険料が未納となっていると言われたため、妻が納付可能な過年度の保険料を一括納付し、その後は妻が納期ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、自身の国民年金の加入手続についての記憶が無く、申立期間の国民年金保険料についても申立人の妻が納付していたとしており、申立人自身は関与していない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとしている申立人の妻は、昭和 59 年 10 月ごろに市役所職員が自宅を訪れた際に、納付が可能な申立人の過年度保険料額の説明を受け、後日、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で一括納付したとしているが、市役所では、当時、保険料の納付勧奨のため被保険者宅を訪問することはなかったとしている。

加えて、申立人は申立期間のうち、昭和 59 年 10 月の結婚後の保険料は申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと述べているが、申立人が 62 年 2 月に厚生年金保険に加入するまでの期間については申立人の妻の保険料も未納となっており、保険料の納付が行われていれば、同世帯の二人の被保険者の保険料が未納となることは不自然であるほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案 201

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から43年3月まで

私は、町内会の人に勧められて夫と一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を町内会の集金を通じて納付していたはずである。また、夫が昭和50年代の初めごろに「未納の保険料を全部納付して来た。」と言っていた記憶もあり、私の申立期間の保険料が未納になっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の納付記録は、申立人と同じく申立期間について未納となっている。

また、申立期間のうち申立人の居住していたアパートの火災発生（昭和39年5月）前の約半年間について、申立人は同アパートの管理人に国民年金保険料を納付していたとしているが、その火災発生の新聞記事を示し、申立人に確認したところ、「管理人は当時既に高齢であり同アパートに居住していなかったかもしれない。」と述べており、当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間のうち火災発生後の期間について、申立人は、火災発生の翌日から夫婦それぞれの実家に戻り、その後、昭和40年5月ごろに新たなアパートへ転居したとしているが、社会保険事務所が保管する申立人及びその夫の特殊台帳には、それぞれの実家に住所変更した形跡は無い上、「不在確認 44.1.10」、「復活 44.11」との記載があることから、市役所国民年金担当は火災発生後から夫婦の居住地を把握できていなかったと推察され、申立人が町内会の集金で保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

一方、申立人は、申立人の夫が昭和 50 年代の初めごろに「未納の国民年金保険料を全部納付して来た。」と言っていたとしているが、50 年代では、申立期間の保険料については納付の時効が到来していることから、過年度納付することはできず特例納付による納付となる。申立人の夫が納付したとする金額は第 2 回特例納付（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）により夫婦二人分の未納保険料をすべて納付した場合の保険料額とおおむね一致する。しかし、申立人が所持している家計簿（昭和 43 年 4 月から 55 年 6 月までの分）には昭和 43 年度以降の国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付していたことを示す記載はあるものの、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる記載は無く、ほかに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、申立人の52年4月から同年6月までの期間及び55年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月から52年6月まで  
② 昭和55年7月から61年3月まで

私は、申立期間①のうち昭和51年3月から52年5月までについては、厚生年金保険加入中であり国民年金保険料を納付する必要の無い期間であったが、国民年金保険料を納付し続けたはずであり保険料の還付を受けていないので、還付してほしい。

また、申立期間①のうち昭和52年6月及び申立期間②の期間については、国民年金保険料を毎月、金融機関で納付していたはずであり、これらの期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間①について、昭和51年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、52年6月21日に同資格を喪失しており、当該期間は厚生年金保険に加入していることが確認できる。また、国民年金被保険者台帳によると、申立期間①のうち昭和51年3月から52年3月までの国民年金保険料は現年度納付されており、厚生年金保険料と国民年金保険料が重複して納付されていることから、当該期間の国民年金保険料が申立人に還付されていることについて不自然さはみられない。  
さらに、社会保険事務所が保管する還付整理簿には、申立人に対する還付記録が記載されているほか、還付金額に計算上の誤りは無く、その記載内容は申立人の国民年金被保険者台帳とも一致し、申立人に対して申立期間①のうち昭和51年3月から52年3月までの保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立人が申立期間①のうち昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和51年3月26日に国民年金被保険者資格を喪失し、52年7月1日に同資格の再取得（任意加入）の手続を行っているが、これらの手続に係る社会保険事務所から社会保険庁への進達は、ともに52年9月に行われていることから、申立人は51年3月26日の資格喪失の手続と52年7月1日の資格再取得の手続を同時に行ったと考えられ、その時点で既に納付済みであった国民年金保険料が還付金の対象になったと推測される。したがって、申立期間①のうち52年4月から同年6月までの保険料については、同年7月1日までに納付されることは無く、また、52年4月から同年6月までの期間は、厚生年金加入期間又は国民年金未加入期間であることから、申立人が同年7月1日以降に当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

このほか、申立人が52年4月から同年6月までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間②について、保険料を毎月、金融機関で納付していたとしているが、申立人には納付金額についての記憶は無い上、当時は3か月分の保険料をまとめて納付する納付書となっていたことなど、申立人の保険料納付に関する記憶はあいまいである。

さらに、申立期間②のうち昭和55年7月から56年3月までの期間については、申立人の国民年金被保険者台帳によると、保険料は未納と記録されているとともに、昭和55年度の備考欄に「納付書」と表示されており、56年8月ごろに社会保険事務所から当該未納保険料に対する過年度納付書が発行されたことが確認できるものの、保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間②のうち昭和56年4月から61年3月までの期間については、申立人の国民年金被保険者台帳及び市役所の記録によると、56年4月に被保険者資格喪失の手続が行われたことによる未加入期間であり、この期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和51年3月から52年3月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人が昭和52年4月から同年6月までの期間及び55年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの期間、48年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から47年3月まで  
② 昭和48年1月及び同年2月

昭和42年6月に婚姻後、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も母親が私と妻の保険料を併せて町会を通じて納付してくれていたはずである。妻と母親の保険料が納付されていて、私の保険料だけ未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付は申立人の母親が行っていたはずとしており、申立人自身はそれらに関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっており、当時の状況は不明である。

また、町会関係者は、「国民年金保険料については役場から世帯ごとの集金額の一覧表が送付され、この一覧表に基づいて集金しており、納付漏れがあれば分かる仕組みになっていた。」と述べており、申立人は町会の集金に加わっていなかったものと考えられ、ほかに、当時の町会による集金の内訳に申立人の保険料が含まれていたかどうかを明らかにする資料や供述も無い。

さらに、申立人は、婚姻後は申立人の母親が、母親、申立人及びその妻の保険料を町会を通じて納付していたと述べているが、申立人の妻の保険料は、婚姻した昭和42年6月以降、44年3月までの間に3回にわたり一括納付された記録があり、44年4月から四半期ごとに納付されていることから、このころから町会を通じて納付していたものと考えられる。

- 2 申立期間①については、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年11月ごろ払い出されており、その際に42年4月までさかのぼって国民年金被保険者資格が取得されている。このことから、申立期間①の国民年金保険料については、払出しの時点で、47年3月以前については、過年度の保険料となるため町内会の集金を通じては納付できない上、45年9月以前の保険料については時効の到来により納付できない。また、申立期間②については、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間に係る部分に検認印が押されていない。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から49年5月まで

私は友人に勧められて国民年金に任意加入し、町内会を通じて申立期間の国民年金保険料を納付していたので、保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金の加入手続の時期や方法、国民年金保険料の納付状況についての記憶はあいまいであり、申立内容を裏付ける具体的な説明を得ることができない上、当時の町内会による集金の内訳に申立人の保険料が含まれていたかどうかを明らかにする資料や情報も無く、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の国民年金受付処理簿及び市役所の被保険者台帳によれば、申立人は昭和49年6月に国民年金に任意加入したものとみられることから、申立期間は未加入期間となり、申立期間の国民年金保険料は納付することができない。

加えて、申立期間以前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

申立期間当時、私は親元を離れて学生生活をしており、母親が地元の役場で私の国民年金保険料の免除を申請し免除承認の通知を受けたが、免除されたことが記録されていない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請や免除承認があったことを示す関連資料は無い。また、国民年金保険料の申請免除手続については、基本的に毎年度行わなければならないところ、申立人の母親は、2か年度にわたる申立期間について手続を行ったのは一度だけであったとしている。また、手続した時期については秋（10月ごろ）だったとしているが、仮にこれが平成2年の秋だとすれば、その時点で学生は国民年金に任意加入だったことから免除の対象ではない上、3年の秋であれば、申立期間の一部は免除申請できない期間であるなど供述内容に不自然な点がある。

さらに、申立人の母親は国民年金保険料の免除承認を受けたとしているが、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間の一部について、免除承認を受けていれば通常発行されることのない納付書が発行されていることが認められる。

加えて、地元の役場が保有している国民年金記録を見ても免除申請や免除承認が行われた形跡は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年3月まで

昭和44年6月ごろに、親が私の国民年金の加入手続を行い、当時の妻が私の国民年金保険料を納付していたはずである。また、申立期間の直後の期間の記録が訂正されていることから、申立期間についても誤りがある可能性があり、保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続については、その親がしてくれたとしており、申立期間に係る国民年金保険料の納付についても、申立人の当時の妻が申立人の保険料を納付していたと述べており、申立人自身は関与していない。一方、当時の妻は、当時の記憶があいまいである上、申立期間及びその前後の期間の保険料が未納となっており、納付意識も高かったとは言い難い。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳記号番号の払出し時（昭和44年6月）に交付された国民年金手帳と昭和45年3月ごろ再交付された国民年金手帳の2冊を所持していたと思われ、そのうち1冊に45年4月から同年6月までの期間が検認されていることを根拠に、平成19年7月13日に記録の訂正が行われているが、いずれの国民年金手帳にも申立期間に当たる昭和44年度の国民年金印紙検認欄には検認印が押されておらず、申立期間の保険料が納付されたことをうかがうことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年10月から39年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年10月から39年9月まで

結婚前、A市の自宅を訪ねてきた男性に、昭和36年4月から国民年金保険料を納める義務があると言われたので、その時に加入手続をして保険料を納付し始めた。38年11月に結婚してB市へ転居してからも納付してきたはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。
- 2 申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法等について記憶しておらず、その家族等からも当時の保険料納付に係る具体的な供述が得られない。
- 3 申立期間①について、申立人は、申立期間当時、自宅を訪ねてきた男性から国民年金保険料を納付する義務があると言われ、その際に国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の加入手続は昭和37年11月ごろに行われたとみられる。したがって、加入時点で申立期間①の保険料は、過年度保険料となるが、当該保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 4 申立期間②について、申立人は、昭和38年11月の婚姻によりA市からB市C町へ転居し、その後同市D町へ転居（閉鎖登記簿謄本によると、転居先住宅は昭和41年9月新築）したとしているが、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳には、婚姻当初の居住地であるB市C町に係る記載が無い。  
また、当該台帳は、申立人が国民年金の住所変更手続を適正に行っていた

ば、昭和 38 年 11 月の転居に伴い A 市から B 市の社会保険事務所へ移管されるものであるが、42 年 1 月になって移管されたことが確認できる。したがって、申立人の国民年金の住所変更手続は、38 年 11 月の C 町への転居の際には行われず、D 町への転居以降に行われたものとみられる。

さらに、これを踏まえて申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立人が B 市において保険料を納付し始めたのは少なくとも昭和 41 年 9 月以降であり、台帳の移管が行われた時点で時効が到来していない 39 年 10 月以降の保険料をすべて納付したものの、申立期間②の保険料については時効により納付できなかったものと判断される。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。